

# 熊本県建築物安全安心マネジメント計画に係る推進計画書

令和2年9月

熊本県建築物安全安心推進協議会



## 【目次】

I 計画策定にあたって	
（１）計画策定の趣旨	..... P 3
（２）策定主体	..... P 3
（３）実施主体	..... P 3
（４）計画期間	..... P 3
（５）計画の基本的な性格	..... P 3
II 計画の内容	..... P 4
III 推進すべき施策及び目標	
1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	
（１）迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	..... P 5
（２）中間検査・完了検査の徹底	..... P 7
（３）工事監理業務の適正化とその徹底	..... P 8
（４）仮使用認定制度の適確な運用	..... P 9
2. 指定確認検査機関・建築士事務所等における適正な業務実施の徹底	
（１）指定確認検査機関等における適正な業務実施の徹底	..... P 10
（２）建築士・建築士事務所における適正な業務実施の徹底	..... P 11
3. 違反建築物対策等の徹底	
（１）違反建築物対策の徹底	..... P 12
（２）違法設置昇降機の安全対策の徹底	..... P 13
4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保	
（１）定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保	..... P 14
（２）建築物の耐震診断・改修の促進	..... P 16
（３）建築物に係るアスベスト等の対策の推進	..... P 17
（４）既存建築ストックの現行基準への水準向上と有効活用	..... P 18
5. 建築物の性能の向上	
（１）建築物の環境性能の向上	..... P 19
（２）ユニバーサルデザイン（UD）の推進	..... P 21
6. 事故・災害時の対応	
（１）事故対応	..... P 22
（２）災害対応	..... P 23
7. 消費者への対応	..... P 24
8. 執行業務体制の整備	

(1) 内部組織の執行体制	.....	P 2 5
(2) 行政機関との連携による執行体制の強化	.....	P 2 7

## I 計画策定にあたって

### (1) 計画策定の趣旨

これまで熊本県では、特定行政庁及び建築関係団体で構成する熊本県建築物安全安心推進協議会（以下「協議会」という。）において、平成27年5月に建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保や、違反建築物等への対策の徹底などの建築物の安全・安心の確保のための施策を盛り込んだ「熊本県建築物安全安心マネジメント計画」を策定し、令和元年度まで当該計画に基づく取組みを推進してきたところである。

令和2年度以降についても、新たな「熊本県建築物安全安心マネジメント計画」（以下「マネジメント計画」という。）を策定し、引き続き建築物の安全安心に係る取組みを推進していくこととしている。

マネジメント計画は行政機関の取組みが中心となる計画であるが、建築物の安全安心の確保の実効性を高めるためには、行政機関だけでなく、建築に関わる業界団体（以下「関係団体」という。）や県内の確認検査の大部分を担う指定確認検査機関（以下「関係機関」という。）における取組みが不可欠である。

関係団体及び関係機関は、マネジメント計画を補完し、より実効性を高めるために必要な施策について、本計画書に基づき推進していくこととする。

### (2) 策定主体

熊本県建築物安全安心推進協議会

・構成団体

【行政】熊本県、熊本市、八代市、天草市

【関係団体】一般財団法人熊本県建築住宅センター、公益社団法人熊本県建築士会、一般社団法人熊本県建築士事務所協会、一般社団法人熊本県建築協会、熊本県建築組合連合会

【関係機関】日本E R I株式会社熊本支店、株式会社熊本建築確認検査機関、株式会社A C S熊本、一般財団法人熊本建築審査センター、一般財団法人熊本建築構造評価センター

※本計画に記す略称は次のとおり。

【センター】一般財団法人熊本県建築住宅センター、【士会】公益社団法人熊本県建築士会、【事務所協会】一般社団法人熊本県建築士事務所協会、【建築協会】一般社団法人熊本県建築協会、【構造センター】一般財団法人熊本建築構造評価センター。

また、（ ）内には当該施策に取り組む団体名を記載している。（以下同じ。）

### (3) 実施主体 関係団体及び関係機関

### (4) 計画期間 令和2年10月1日から令和6年度まで

### (5) 計画の基本的な性格

- ・本計画書は、マネジメント計画を補完し、実効性を高めるために関係団体及び関係機関が取り組む施策を規定したもの。
- ・本計画書は、改訂版建築行政マネジメント計画策定指針（国土交通省技術的助言 令和2年2月5日付け国住指第3643号）における「円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書」の性格を含むもの。

## Ⅱ 計画の内容

計画の「対象範囲」、「計画の公表」、「達成状況の把握と公表」及び「取組みの見直しと継続的改善」に係る内容についてはマネジメント計画と同様。

### Ⅲ 推進すべき施策及び目標

#### 1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

##### (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。

##### 【目標】

構造計算適合性判定を要する建築物の確認審査期間（確認申請の受理時点から確認済証交付までの所要期間）35日以内（平均）

※ 確認申請の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値とする。（「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除く）

##### 【施策1：関係団体】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 建築確認審査の迅速化かつ適確な実施のための取組み ①新たな構造計算適合性判定制度への対応 ②建築基準法改正への対応 ③建築確認に関する情報の提供（士会、事務所協会、建築協会）	・法改正情報等に係る周知協力 ・行政機関と連携した会員への情報提供	①、② ③

##### 【施策2：関係機関】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 建築確認審査の迅速化かつ適確な実施のための取組み ①確認審査等に関する指針（平成19年6月20日国土交通省告示第835号）に基づく迅速かつ適確な確認審査の実施 ②構造計算適合性判定制度への対応 ③建築基準法改正への対応 ④確認申請物件毎の進捗管理の実施 ⑤建築確認審査に関する苦情の処理	・確認検査等に関する指針等に基づく適正な受付審査 ・迅速かつ適確な審査の実施、全国で統一された建築基準法の運用 ・公正かつ適確な確認審査の実施の促進のための審査体制及び審査方法の年1回以上の見直しの実施 ・特定行政庁及び構造計算適合性判定機関との連携 ・建築確認制度等の周知チラシの窓口での配布及びホームページへの掲載を通じた	① ① ① ② ②、③

<p>⑥審査能力向上のための講習会への参加</p> <p>⑦審査・相談ノウハウの共有</p> <p>⑧新型コロナウイルス感染症対応を契機とした受付窓口体制の検討（新規）</p>	<p>建築主等への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データベースによる確認申請物件管理の実施</li> <li>・建築確認審査に係る苦情に対する適切な対応及びその対応記録の保存の実施</li> <li>・審査担当者の審査関係講習会への参加</li> <li>・建築確認に係る特殊な事例についての情報共有</li> <li>・受付及び相談の予約制の推進及び申請の郵送化の推進等</li> <li>・在宅勤務等の推進のための環境整備</li> <li>・窓口体制に係るHP等を活用した情報提供</li> </ul>	<p>④</p> <p>⑤</p> <p>⑥</p> <p>⑦</p> <p>⑧</p> <p>⑧</p> <p>⑧</p>
<p>2) 構造計算適合性判定の迅速化のための取組み（構造センター）</p> <p>①指針に基づく迅速かつ適確な構造計算適合性判定の実施</p> <p>②構造計算適合性判定制度への対応</p> <p>③新型コロナウイルス感染症対応を契機とした受付窓口体制の検討（新規）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認検査等に関する指針等に基づく適正な受付審査</li> <li>・迅速かつ適確な構造計算適合性判定実施のための審査体制及び審査方法の見直しの実施</li> <li>・受付及び相談の予約制の推進及び申請の郵送化の推進等</li> </ul>	<p>①</p> <p>②</p> <p>③</p>
<p>3) 構造計算適合性判定の判定過程のマネジメント（構造センター）</p> <p>①申請物件毎の進捗管理の実施</p> <p>②審査に関する苦情の処理</p> <p>③審査能力向上のための講習会への参加</p> <p>④審査・相談ノウハウの共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データベースによる申請物件管理の実施</li> <li>・審査に係る苦情に対する適切な対応の実施</li> <li>・適合判定員の審査関係講習会への参加</li> <li>・審査に係る特殊な事例についての情報共有</li> </ul>	<p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p>



## (2) 中間検査・完了検査の徹底

建築物の安全確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。このため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。

### 【目標】

#### 中間検査・完了検査の適確な実施

#### 【施策1：関係団体】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 中間検査・完了検査の徹底 ①検査の必要性の周知徹底	・検査手続きの遵守に係る会員への周知	①

#### 【施策2：関係機関】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 中間検査・完了検査の徹底 ①未受検建築物に対する督促等の実施 ②中間・完了検査の適確な実施	・確認済物件の進捗管理 ・完了検査未申請物件の建築主又は工事監理者等に対する状況確認の実施 ・完了検査未検査等物件について、特定行政庁への情報提供等の実施 ・中間検査対象物件の追加検討に関する調査等への協力（新規）	① ① ② ②

### (3) 工事監理業務の適正化とその徹底

建築施工時における適法性の確保の観点から、工事監理者が工事着手までに確実に選定され、工事監理が適確に行われるための取り組みを行う。

#### 【目標】

工事監理者選定割合 100%

#### 【施策1：関係団体】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 工事監理業務の適正化とその徹底 ① 工事監理の必要性の周知	・ 制度の周知に係る行政機関への協力	①

#### 【施策2：関係機関】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 工事監理業務の適正化とその徹底 ① 工事監理の必要性の周知 ② 工事監理の事実確認 ③ 建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底 ④ 適確な工事監理の実施の徹底（新規）	・ 確認済証交付時における工事監理ガイドラインの周知等のチラシ配布 ・ 完了検査申請時における工事監理実施状況の適確な確認 ・ 確認済証交付時の工事監理者未選定の場合における工事監理者届の様式の配布	① ②④ ③

#### (4) 仮使用認定制度の適確な運用

仮使用認定制度の運用を適確に行うとともに、仮使用される建築物の安全確保の徹底に取り組む。

#### 【目標】

仮使用認定制度の円滑な実施

工事中の建築物の安全確保の徹底

#### 【施策：関係機関】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 仮使用認定制度の円滑な実施 ①行政機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保	・特定行政庁と指定確認検査機関の連絡会議への参加 ・特定行政庁、消防機関との連携体制の構築	① ①

## 2. 指定確認検査機関・建築士事務所等における適正な業務実施の徹底

### (1) 指定確認検査機関等における適正な業務実施の徹底

建築確認及び検査業務で重要な役割を担う指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関における公正かつ適確な審査、中間検査及び完了検査の実施を徹底するための必要な取組みを行う。

#### 【目標】

指定確認検査機関における公正かつ適確な確認検査の実施

#### 【施策：関係機関】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 不適合事項の早期発見 ① 確認検査報告等に係る報告期限の順守	・特定行政庁への建築確認報告書等の報告期限の遵守	①
2) 特定行政庁と関係機関との連携（新規） ① 改正法、関係法令の運用について情報の共有	・特定行政庁との情報交換責任者の設置	①

## (2) 建築士・建築士事務所における適正な業務実施の徹底

適切な設計及び工事監理を通じた建築物の安全性を確保するため、建築士及び建築士事務所における関係法令に準拠した適正な業務の実施を徹底する。

### 【目標】

### 建築士及び建築士事務所における適正な業務実施の確保

#### 【施策1：関係団体】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
<b>1) 建築士、建築士事務所の業務の適正化の推進(士会、事務所協会)</b> ①業務報告の提出の督促 ②建築士等に対する指導・研修等の実施 ③確実な定期講習の受講の促進 ④建築士の社会的地域向上のための取組み ⑤CPD 参加登録制度の活用(士会)	・未提出事務所に対する県と連携した督促の実施 ・建築士法に基づく法定団体としての指導・研修等の実施 ・建築士の受講状況の把握、未受講建築士に対する県と連携した督促の実施 ・各会の認知度向上及び会員の加入促進等に向けた取組みの実施 ・行政機関等と連携した CPD 制度認定講習会の開催	① ② ③ ④ ⑤
<b>2) 不適切な業務を行った建築士及び建築士事務所に対する指導・処分</b> ①会員への処分	・不適切な業務を行った会員に対する各規定に基づく処分の実施	①
<b>3) 新たな建築士法の周知</b> ①建築士法改正への対応	・法改正に係る周知協力	①

#### 【施策2：関係機関】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
<b>1) 建築士、建築士事務所の業務の適正化の推進</b> ①業務報告の提出の督促 ②確実な定期講習の受講の促進	・確認検査時におけるデータベースでの受講状況等の確認の実施	①、②
<b>2) 新たな建築士法の周知</b> ①建築士法改正への対応	・ホームページ等での周知	①

### 3. 違反建築物対策等の徹底

#### (1) 違反建築物対策の徹底

診療所、認知症高齢者グループホーム、ホテル、未届有料老人ホーム、個室ビデオ店等における各火災事例などを踏まえて、国民の生命、健康及び財産を保護するため、行政機関に対して必要な協力を行う。

#### 【目標】

#### 違反建築物対策の徹底

#### 【施策1：関係団体】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 違反建築物防止に向けた対策 ①違反建築パトロールの実施	・違反建築パトロールへの協力	①
2) 違反建築物の早期発見・指導等 ①違反建築物の早期発見	・行政機関への必要な情報提供体制の整備	①

#### 【施策2：関係機関】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 違反建築物の早期発見・指導等 ①違反建築物の早期発見	・行政機関への必要な情報提供	①

## (2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

建築確認等の必要な手続きが行われていないエレベーター及び小荷物専用昇降機（以下「違法設置昇降機」という。）について、行政機関に対して必要な協力を行う。

### 【目標】

#### 違法設置昇降機の関係法令\*に基づく安全対策等の徹底

※建築基準法、労働安全衛生法等。

### 【施策1：関係団体】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 違法設置昇降機防止に向けた対策 ① 違反建築パトロールの実施	・ 違反建築パトロールへの協力	①
2) 違法設置昇降機の早期発見・指導等 ① 違法設置昇降機の早期発見	・ 行政機関への必要な情報提供	①

### 【施策2：関係機関】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 違法設置昇降機の早期発見・指導等 ① 違法設置昇降機の早期発見	・ 行政機関への必要な情報提供	①

## 4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

### (1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

既存建築物や建築設備等の安全を確保するため、関係法令に基づく適確な定期報告が実施されるよう、行政機関に対して必要な協力を行う。

#### 【目標】

### 関係法令に基づく適確な定期報告の実施

#### 【施策1：関係団体】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
<b>1) 対象建築物等の把握</b> ① 定期報告対象建築物等のデータベース化（新規）	・定期報告対象昇降機のデータベース整備への協力（センター）	①
<b>2) 新築・増改築時点における建築主への周知徹底</b> ① 制度の周知	・会員を通じた建築主等へのパンフレットの配布等による周知	①
<b>3) 定期報告時期における対象建築物所有者等に対する周知等（センター・事務所協会）</b> ① 所有者等への通知等	・特定行政庁と連携した所有者等への定期報告書提出に係る通知（センター） ・建築物所有者等に対する働きかけ（事務所協会） ・関係法令に基づく適確な建築物等の調査の実施（事務所協会）	① ① ★
<b>4) 定期報告内容の適確な審査等（新規）</b> ① 定期報告内容の適確な審査等	・定期報告率向上に向けた行政機関の取組みへの協力 ・行政機関における適確かつ効率的な審査体制の構築のための協力	① ①

★本推進計画書独自の取組み。



**【施策2：関係機関】**

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
<p>1) 対象建築物等の把握</p> <p>① 「特殊建築物等総合指導台帳」の提出の徹底</p> <p>2) 新築・増改築時点における建築主への周知徹底</p> <p>① 制度の周知</p>	<p>・台帳提出に係る申請者等への周知</p> <p>・台帳提出に係る特定行政庁への情報提供</p> <p>・パンフレット配布等による制度の周知</p>	<p>①</p> <p>①</p> <p>①</p>

## 【2】建築物の耐震診断・改修の促進

平成 28 年熊本地震の経験や地震防災対策の必要性及び熊本県耐震改修促進計画等を踏まえて、新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断を推進するとともに、耐震性が不十分な建築物の耐震改修を促進する。

### 【目標】

#### 住宅・建築物の耐震化率の向上

### 【施策1：関係団体】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
<b>1) 民間建築物・住宅の耐震化の促進</b> ①耐震相談窓口の設置（センター、事務所協会） ②講演会による普及啓発 ③設計者等を通じた情報提供 ④ブロック塀の安全対策の推進	・耐震に関する相談窓口の設置 ・耐震講演会の開催（センター） ・所有者等に対する耐震化に係るパンフレット等による周知 ・定期点検等の重要性についてのパンフレット等による周知 ・ブロック塀の安全対策に係るパンフレット等による周知 ・建築確認申請の機会を捉え、既存ブロック塀の安全点検及び撤去又は改修の確認（新規） ・関係法令に準拠した適確な耐震診断の実施（事務所協会） ・建築物所有者等に対する働きかけ（事務所協会）	① ② ③ ③ ④ ④ ④ ★ ★

★本推進計画書独自の取組み。

### (3) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、アスベストを有する建築物に係るデータベースを早期に整備するとともに、建築物所有者によるアスベスト改修を促進する。

また、快適で健康的な住宅で暮らせるよう、引き続きシックハウス対策の徹底を図る。

#### 【目標】

アスベスト対策及びシックハウス対策の徹底

#### 【施策：関係団体】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 吹付けアスベスト対策 ①補助制度の周知・活用の促進	・補助制度に係るパンフレット等による周知	①
2) その他の取組み ①新築時・リフォーム時におけるシックハウス対策に関する周知徹底	・講習会やチラシ配布等による周知	①

#### (4) 既存建築ストックの現行基準への水準向上と有効活用

既存建築ストックを有効活用するために、対応策の検討を図る。

特に既存不適格建築物について、所有者等が、その危険性に対する認識が十分でなく、改修等が進められていない状況に鑑み、法制度や施策の周知徹底等を行う。

#### 【目標】

既存不適格建築物の危険性の周知、改修等の促進

既存建築ストックの利用促進

#### 【施策1：関係団体】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 既存不適格建築物の現行基準への向上促進 ① 既存不適格建築物の所有者等への働きかけ	・パンフレット配布等による周知	①
2) 保安上危険な建築物等に対する措置 ① 老朽化した建築物所有者等への働きかけ ② 災害危険区域内の危険住宅の移転等の促進	・パンフレット配布等による周知 ・所有者等からの相談対応	①、② ①、②
3) 既存建築ストックの活用 ① 既存建築ストックの活用の推進	・所有者等からの相談対応	①

#### 【施策2：関係機関】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 既存不適格建築物の現行基準への向上促進 ① 既存不適格建築物の所有者等への働きかけ	・パンフレット配布等による周知	①
2) 保安上危険な建築物等に対する措置 ① 災害危険区域内の危険住宅の移転等の促進	・パンフレット配布等による周知	①
3) 既存建築ストックの活用 ① 既存建築ストックの活用の推進	・ガイドライン <sup>*</sup> 活用に係る行政機関との連携 ・優良事例の収集、整理、紹介及び周知	① ①

※「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」

## 5. 建築物の性能の向上

### (1) 建築物の環境性能の向上

地球温暖化対策が喫緊の課題となる中、産業部門や運輸部門、建築物・住宅を含む業務その他部門及び家庭部門といったそれぞれの部門の温室効果ガスの排出量を削減することが重要となっている。

建築物は、いったん建築されると長期間利用されるものであり、環境性能の低い建築物の環境への影響は長期にわたり継続することから、新築、増改築時点において環境性能の向上を図る取組みを充実させることが重要であり、また、既存建築物についても環境性能の向上を促す取組み促進する。

### 【目標】

省エネ届出制度の適確な運用に係る必要な支援の実施

### 【施策1：関係団体】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
<b>【建築物環境配慮制度】</b> 1) 設計者等への技術支援 ①設計者等への講習会の実施  2) 適確な運用体制の構築 ①講習会の実施による行政職員の審査能力等の向上  <b>【建築物省エネ法に基づく対応】</b> 1) 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画（以下「省エネ届出という。」）の届出の促進 ①制度の周知  2) 省エネ届出の適正さの確保 ①技術講習会の開催  3) 省エネ基準適合義務化対象の拡大及び小規模建築物に係る建築士から建築主に対する説明義務制度の周知（新規） ①制度の周知 ②講習会の開催	・講習会の周知及び参加   ・講習会への講師派遣等の協力の実施   ・会員等への周知   ・講習会の周知及び参加   ・会員等への周知（再掲） ・講習会の周知及び参加	①   ①   ①   ①   ① ②

③適確な説明の実施	・ 建築主への説明の適確な実施	③
-----------	-----------------	---

**【施 策 2：関係機関】**

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
<b>【建築物省エネ法に基づく対応】</b> 1) 省エネ届出の促進 ①制度の周知  2) 省エネ基準適合義務化対象の拡大及び小規模建築物に係る建築士から建築主に対する説明義務制度の周知（新規） ①制度の周知	・ 窓口でのチラシ配布等による周知          ・ 窓口でのチラシ配布等による周知（再掲）	①          ①

## (2) ユニバーサルデザイン(UD)の推進

障がいのある人や高齢者をはじめ誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを推進し、安全かつ円滑に利用できるよう、公共建築をはじめ民間建築においてもUDに配慮した建築物を整備する必要がある。

行政機関と連携してUDの推進に係る各施策に取り組んでいく。

### 【目標】

UDに配慮した建築物の増加に寄与する取組の実施

### 【施策1：関係団体】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
<b>1) 公共建築物のUDの推進(新規)</b> ① 公有建築物のUD改修の促進 ② 建築物整備にあたっての利用者参画の機会の取り入れ ③ UDに関する公共施設の維持保全の実施	・公共建築物のUD化の推進のための行政機関との連携の実施(センター) ・公園多目的トイレ等の清掃や維持保全活動(ボランティア)の実施(建築協会)	①、② ③
<b>2) UDに関する研修・広報の実施</b> ① 建築主・建築士等への普及啓発・研修の実施 ② ホームページを活用した多様な情報提供の実施	・事業主や建築士等を対象とした研修会の開催に係る協力 ・UDに配慮した整備事例の周知に係る協力	① ②

### 【施策2：関係機関】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
<b>1) 民間建築物のUDの推進</b> ① 条例に基づく事前協議の適切な実施	・指定確認検査機関の確認審査物件について、事前協議に係る県への早期の情報提供	①

## 6. 事故・災害時の対応

### (1) 事故対応

解体工事による足場の崩落事故、昇降機に係る事故が発生していることを鑑み、事故発生時における行政機関の迅速かつ適確な事故対応の支援を行う。

#### 【目標：関係団体】

事故発生時における現場調査及び対策の実施のための協力

#### 【施策：関係団体】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 事故対応の体制の整備 ①「事故等情報の受付窓口」の設置	・ 事故情報の受付窓口に係る周知	①



## (2) 災害対応

熊本地震の経験を踏まえ、地震等の災害が発生した際に迅速かつ適確な対応を行うための行政機関等との連絡体制の整備をはじめとした災害時対応のための体制整備作りに取り組む。

### 【目標：関係団体】

被災建築物応急危険度判定士の判定技術・連絡体制の維持・向上

### 【施策：関係団体】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
<b>1) 被災建築物応急危険度判定にか かかる体制整備</b> ①判定コーディネーターの選定 ②判定士への連絡体制の整備 ③判定士等の要請養成、判定技術 の維持、向上（新規）	・判定コーディネーターの選定に係る 協力の実施 ・行政機関と連携した応急危険度判定 連絡訓練の実施 ・関係団体の判定士への連絡網の整備 （新規） ・判定士要請講習会の周知及び参加	① ② ② ③
<b>2) 被災度区分判定及び復旧体制の 整備（士会・事務所協会）</b> ①震災建築物被災度区分判定・復 旧技術者の確保	・技術講習会等による技術者の確保（事 務所協会） ・技術者名簿の作成（事務所協会） ・迅速な判定活動のための県等との連 携体制の構築（士会）	① ① ①
<b>3) 大規模災害等の支援活動に関す る協定に基づく支援活動（建築 協会）</b> ①支援活動の実施 ②実地訓練の実施	・県等と連携して支援体制を構築 ・県から要請があった際の支援の実施 ・県と連携した実地訓練の実施	① ① ②

## 7. 消費者への対応

消費者庁の設置をはじめ消費者問題への意識が高まっており、建築物についても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられることに鑑み、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。

### 【目標】

建築物の安全安心に関する情報共有及び情報発信

### 【施策：関係団体】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 事務所協会における苦情解決（事務所協会） ①苦情の解決に係る活動の実施	・建築主等からの苦情の解決のための活動の実施	①
2) センターにおける相談対応（センター） ①建築に係る様々な相談対応	・建築に係る多様な相談に対応するための相談体制の構築	①
3) 士会における相談（士会） ①県民向け建築相談の開催	・女性部会を中心とした県民向け建築相談会の開催	①

## 8. 執行業務体制の整備

### (1) 内部組織の執行体制

具体的施策を遂行するための効果的な執行業務体制の構築を図ることが必要であり、特に、平成 26 年の建築基準法改正を踏まえ、確認検査員等の将来の配置状況を見通した執行業務体制の整備を図る。

#### 【目標】

### 審査担当者の審査技術の向上を図るための施策の実施

#### 【施策1：関係団体】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 特定行政庁等における職員等の 人材育成の取組み ①各団体独自の人材育成の取組み	・会員の能力や法令順守意識の向上に資する研修等の実施	①
2) 情報共有や共通認識の形成の場の 充実、企画立案機能の強化 ①熊本県建築物安全安心推進協議会の運営 ②その他の関係団体との連携（新規）	・熊本県建築物安全安心推進協議会への参加及び運営に係る必要な協力 ・熊本県建築構造協議会における情報共有や意見交換	① ②

#### 【施策2：関係機関】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 特定行政庁等における職員等の 人材育成の取組み ①審査能力向上のための講習会への参加（再掲） ②各機関独自の人材育成の取組み	・審査担当者の審査関係講習会への参加 ・職員的能力や法令順守意識の向上に資する研修等の実施 ・資格取得支援の実施（新規）	① ② ①、②
2) 審査・相談ノウハウの共有 ①審査・相談ノウハウの共有（再掲）	・建築確認に係る特殊な事例についての情報共有	①
3) BCP（事業継続計画）の策定（新規） ①BCP（事業継続計画）の策定	・新型コロナウイルス感染防止の観点からも	①

<p>4) 情報共有や共通認識の形成の場の充実、企画立案機能の強化</p> <p>①熊本県建築物安全安心推進協議会の運営</p> <p>②その他の関係団体との連携（新規）</p>	<p>優先的に実施すべき事業の特定、事業の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保、長期的な審査担当者及び適合性判定員の育成・採用計画の立案等</p> <p>・熊本県建築物安全安心推進協議会への参加及び運営に係る必要な協力</p> <p>・熊本県建築構造協議会における情報共有や意見交換</p> <p>・効果検証や実施状況の調査のための情報提供の協力</p>	<p>①</p> <p>②</p> <p>②</p>
---	--	----------------------------

## (2) 行政機関との連携による執行体制の強化

建築物等の安全性確保は、各団体や機関単独の業務のみでできるものではなく、行政機関等との情報交換や連携を図ることが必要である。

### 【目標】

#### 行政機関との連携による執行体制の構築

### 【施策】

マネジメント計画の施策	推進計画書における取組み内容	対応項目
1) 情報共有や共通認識の形成の場の充実、企画立案機能の強化 ①熊本県建築物安全安心推進協議会の運営（再掲） ②その他の関係団体との連携（新規）	・熊本県建築物安全安心推進協議会への参加及び運営に係る必要な協力 ・熊本県建築構造協議会における情報共有や意見交換	① ②